

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案要綱

第一 船舶所有者の責任の限度額の引き上げ

船舶所有者の責任の限度額は、次に掲げる金額とすることとする。 (第六条関係)

1 五千トン以下の船舶にあつては、一単位の四百五十一万倍の金額

2 五千トンを超える船舶にあつては、一単位の四百五十一万倍の金額に五千トンを超える部分について一トンにつき一単位の六百三十一倍を乗じて得た金額を加えた金額 (その金額が一単位の八千九百七十

七万倍の金額を超えるときは、一単位の八千九百七十七万倍の金額)

第二 附則

1 この法律は、平成十五年十一月一日から施行することとする。

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとする。